

美しが丘南自主防災会規約

【名称】

第1条 本会は、美しが丘南自治会会則第2条第1項に基づく防災に関する活動を行う組織で、名称を「美しが丘南自主防災会」とする。

【事務局】

第2条 事務局を美しが丘南公民館内に置く。

【目的】

第3条 美しが丘南区民の安全と安心を確保するため、美しが丘南区内の防災活動を推進することを目的とする。

【事業】

第4条 地震等災害発生時の被害の防止及び軽減を図るため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 1 情報収集連絡に関すること。
- 2 消火活動に関すること。
- 3 避難誘導に関すること。
- 4 救出救護に関すること。
- 5 安全パトロールに関すること。
- 6 要援護者支援に関すること。
- 7 避難所運営に関すること。
- 8 給食給水に関すること。
- 9 環境整備に関すること。
- 10 筑紫野市・消防・警察等の関係機関との連絡調整に関すること。
- 11 その他目的達成のため必要な事項に関すること。

【組織】

第5条 原則として、美しが丘南区民（自治会役員、民生委員・児童委員、主任児童委員、町内会長、組長及び運営委員会委員等）をもって組織する。

- 1 本会に次の役員を置く。

| | |
|-------------------------------|----|
| (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。自治会長等） | 1名 |
| (2) 避難・救助部長（自治会副会長等） | 1名 |
| (3) 情報集約部長（自治会書記等） | 1名 |
| (4) 支援・生活部長（自治会会計等） | 1名 |
| (5) 班長（町内会長兼務の自治会運営委員長等） | 3名 |
- 2 本部長は、美しが丘南自主防災会組織表（別表1・2）に基づき下部組織を指揮・掌握する。

【任期】

第6条 役員及び防災委員の任期は2年とする（別表3）。但し、再任することができる。

欠員により補充した役員及び防災委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【役員の任務】

第7条 役員の任務を次の通り定める。

- 1 本部長は、本会を代表し、会務を統括し、地域での災害等発生時における応急活動の指揮を行う。
- 2 避難・救助部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 情報集約部長は、災害等情報の収集、記録、伝達及び会議の議事録作成業務を行う。
- 4 支援・生活部長は、避難者の収容、炊き出し、健康管理、食料・飲料水等の確保及び会計業務を行う。

【会議】

第8条 本部長は、必要に応じて役員会議を開催するものとする。また、必要な事項に関する班別会議の指示を行い、役員会議にて報告を受け、その採否を決めることができる。

【市や関係機関の訓練などへの参加】

第9条 本会は、市や関係機関が実施する防災訓練、人命救助訓練に関する講習会等に参加し、資格・技術・知識等を修得するものとする。

【経費】

第10条 美しが丘南自主防災会に関する経費は、一般会計より支出するものとする。

【雑則】

第11条 この規約に定めなき事項が生じた場合は、本部長が美しが丘南自主防災会役員会議に諮って定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。